

風水害時における対応および連絡について

当日7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は一斉臨時休業とする。

前日の対応

教育委員会で当日の対応等について協議する。

【正午まで】

教育委員会の協議の結果、特別な対応が必要な場合、教育委員会が各校園長にC4thで連絡する。【13時まで】

※前日が休日の場合、教育委員会は「練馬区学校連絡メール」で各校園長に連絡する。

当日の対応

「特別警報」等が発令されていて、一斉臨時休業とするとき

教育委員会が各校園長に「練馬区学校連絡メール」で連絡する。
【7時05分】

各校園長が保護者に、「保護者向け情報伝達サービス」または「練馬区学校連絡メール」で連絡する。

「特別警報」等が発令されなくて、一斉臨時休業ではないが、学校判断で登校時刻を繰り下げる等の対応をする場合

学校は、以下の対応を行う。

- ・教育指導課、保護者および学童クラブへの連絡
- ・児童生徒の登校時の見守り体制等の整備
- ・保護者判断による欠席児童生徒の確認等

※登校時刻の繰り下げについては、事前に必ず教育指導課と協議する。その後、学童クラブに連絡する。

※保護者の判断で児童生徒を欠席させる場合は、出席停止扱いにするなど、当該児童生徒に不利益のないようにする。